



平成 27 年 2 月 6 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号  
株 式 会 社 S J I  
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹  
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：  
経営企画本部 副本部長 藤井 肇  
Tel 03-5769-8200 (代表)

## 「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日付「有価証券報告書等の訂正報告書の提出ならびに過年度決算短信等訂正に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出し、過年度決算短信等（訂正版）についても公表いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 22 期 内部統制報告書（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）
- 第 23 期 内部統制報告書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）
- 第 24 期 内部統制報告書（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）
- 第 25 期 内部統制報告書（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

#### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線\_\_を付して表示しております。

##### (1) 第 22 期 内部統制報告書（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

##### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社および連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

当社は過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生したことを受け、平成 26 年 10 月 10 日に外部の専門家からなる

第三者委員会（委員長：根津 宏行氏）を設置し、事実関係の調査を実施しました。当該調査の結果、国内におけるハードウェア取引および海外におけるハードウェア取引が李取締役に対する資金融通であったこと、恒星信息（香港）有限公司による一部の債務保証に係る会計処理がなされなかったこと、当社社内の承認手続きを経ない借入れが行われていた事が判明し、その結果として不適切な会計処理が確認されました。

これらは経営者が内部統制を無効化させたこと、および当社の海外連結子会社に対するガバナンスの実効的な運用が不十分なことに起因するものと認識しております。

また、当該調査と並行して、当社が第三者委員会に委嘱した事項以外に訂正処理を要する不適切な会計処理の有無について独自の調査を実施した結果、当社において貸付債権・仮払金に係る貸倒引当評価に係る不適切な会計処理及び、恒星信息（香港）有限公司において借入債務管理等に係る不適切な会計処理を発見しました。

これらは決算・財務報告プロセスの管理が適切に運用されていなかったことに起因するものと認識しております。

上記事項により、当社は過年度の平成 23 年 3 月期から平成 26 年 3 月期迄の有価証券報告書、および平成 23 年 3 月期第 2 四半期から平成 27 年 3 月期第 2 四半期までの四半期報告書の決算を訂正することとしました。

以上のことから、当社と連結子会社の全社的な内部統制及び、決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性はもとより強く認識しており、財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正を図るため、平成 27 年 1 月 30 日に受領した第三者委員会報告の提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- (a) 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化
- (b) 関連会社の管理体制の充実・強化
- (c) 財務経理部門の機能の充実・強化
- (d) 社用印章の管理体制の強化
- (e) 内部通報制度の有効・充実化
- (f) 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

同時に、当社の独自調査結果に基づく内部統制上の重要な不備の是正を図るため、上記再発防止策に加え、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- (g) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等の管理に係る実施過程の客観性の確保
- (h) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等に係る会計上の見積りの実施過程の客観性の確保

なお、再発防止策の策定とその実施状況にあたっては、平成 27 年 1 月 30 日に設置した外部の専門家からなる社外委員会（委員長：宗像 紀夫氏）の助言・指導・検証の基で厳正に取り組んでまいります。

## (2) 第 23 期 内部統制報告書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社の連結子会社である LianDi Clean Technology Inc.は、平成 24 年 3 月期の第 3 四半期決算の過程において、監査人より第 2 四半期の会計処理について重要な誤謬を指摘された。これに伴い当社は、平成 24 年 3 月期第 2 四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出した。

これは、当社の連結子会社における決算・財務報告プロセスにおいて、企業再編等の非定型事案に対する米国会計基準による会計処理の誤謬を防止又は適時に発見するチェック体制が十分に機能していなかったことによるものである。

事業年度末日まで是正されなかった理由は、当該不備が当事業年度末近くに発生し、期限内に是正措置が完了しなかったためである。

一方、当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は強く認識しており、財務報告に係る重要な不備の是正を図るため、以下の内部統制の運用強化に着手している。

- ① 信頼性のある財務報告を行うために必要な能力の強化策として、連結子会社において適用される会計基準の定期的な研修の実施
- ② 適切な会計処理を遂行するための組織構造及び適切な役割分担の見直しとして、海外子会社連結決算要員の補強
- ③ 非定型事象への対応漏れを防止し、適切な会計処理を遂行するための決算業務手順チェックリストの見直し
- ④ 信頼性のある財務報告を行うために、懸念される非定型事案に対する事前の会計処理及び開示への影響評価の実施

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の連結子会社である LianDi Clean Technology Inc.は、平成 24 年 3 月期の第 3 四半期決算の過程において、監査人より第 2 四半期の会計処理について重要な誤謬を指摘されました。これに伴い当社は、平成 24 年 3 月期第 2 四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出しております。

これは、当社の連結子会社における決算・財務報告プロセスにおいて、企業再編等の非定型事案に対する米国会計基準による会計処理の誤謬を防止又は適時に発見するチェック体制が十分に機能していなかったことによるものであります。

事業年度末日まで是正されなかった理由は、当該不備が当事業年度末近くに発生し、期限内に是正措置が完了しなかったためであります。

一方、当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は強く認識しており、財務報告に係る重要な不備の是正を図るため、以下の内部統制の運用強化に着手しております。

- ① 信頼性のある財務報告を行うために必要な能力の強化策として、連結子会社において適用される会計基準の定期的な研修の実施
- ② 適切な会計処理を遂行するための組織構造及び適切な役割分担の見直しとして、海外子会社連結決算要員の補強
- ③ 非定型事象への対応漏れを防止し、適切な会計処理を遂行するための決算業務手順チェックリストの見直し
- ④ 信頼性のある財務報告を行うために、懸念される非定型事案に対する事前の会計処理及び開示への影響評価の実施

さらに、平成 27 年第 4 四半期において、以下の事項を新たに認識し、再発防止策に取り組んでおります。

当社は過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生したことを受け、平成26年10月10日に外部の専門家からなる第三者委員会（委員長：根津 宏行氏）を設置し、事実関係の調査を実施しました。当該調査の結果、国内

におけるハードウェア取引および海外におけるハードウェア取引が李取締役に対する資金融通であったこと、恒星信息（香港）有限公司による一部の債務保証に係る会計処理がなされなかったこと、当社社内の承認手続きを経ない借入れが行われていた事が判明し、その結果として不適切な会計処理が確認されました。

これらは経営者が内部統制を無効化させたこと、および当社の海外連結子会社に対するガバナンスの実効的な運用が不十分なことに起因するものと認識しております。

また、当該調査と並行して、当社が第三者委員会に委嘱した事項以外に訂正処理を要する不適切な会計処理の有無について独自の調査を実施した結果、当社において貸付債権・仮払金に係る貸倒引当評価に係る不適切な会計処理及び、恒星信息（香港）有限公司において借入債務管理等に係る不適切な会計処理を発見しました。

これらは決算・財務報告プロセスの管理が適切に運用されていなかったことに起因するものと認識しております。

上記事項により、当社は過年度の平成23年3月期から平成26年3月期迄の有価証券報告書、および平成23年3月期第2四半期から平成27年3月期第2四半期までの四半期報告書の決算を訂正することとしました。

以上のことから、当社と連結子会社の全社的な内部統制及び、決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性はもとより強く認識しており、財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正を図るため、平成27年1月30日に受領した第三者委員会報告の提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策に取組んでまいります。

- (a) 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化
- (b) 関連会社の管理体制の充実・強化
- (c) 財務経理部門の機能の充実・強化
- (d) 社用印章の管理体制の強化
- (e) 内部通報制度の有効・充実化
- (f) 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

同時に、当社の独自調査結果に基づく内部統制上の重要な不備の是正を図るため、上記再発防止策に加え、以下の再発防止策に取組んでまいります。

- (g) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等の管理に係る実施過程の客観性の確保
- (h) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等に係る会計上の見積りの実施過程の客観性の確保

なお、再発防止策の策定とその実施状況にあたっては、平成27年1月30日に設置した外部の専門家からなる社外委員会（委員長：宗像 紀夫氏）の助言・指導・検証の基で厳正に取組んでまいります。

### (3) 第24期 内部統制報告書（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

#### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の連結子会社である中訊軟件集団股份有限公司(SinoCom Software Group Ltd.)における多額の金銭貸付に関連して、当社において社内調査委員会を設置し調査した結果、当社および連結子会社が行った多額の金銭貸借について当社社内規程に定める当社取締役会による事前承認手続きないし報告が一部において適切に行われていないことが判明しました。これをうけて、当社および重要な連結子会社について調査したところ、当社における多額の投融資について取締役会への事前承認手続きないし報告が財務経理部門から適切に行われなかった事案が散見されることが判明しました。これらは、連結子会社における多額の投融資について海外事業統轄部門および財務経理部門によるモニタリングが必ずしも適切に行われていなかったこと、取締役会への事前承認手続きないし報告が適切に行われなかったこと、それらに対して取締役会による牽制機能が十分に働かなかったこと、統制活動の未成熟やコンプライアンス教育等の不徹底によるものであります。

また、連結子会社の債権について見直しを行ったところ、一部の債権について貸倒引当金が十分でないことが判明しました。これらは、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を十分に保持していなかったこと、それに伴い貸倒引当金を合理的に算定することが適時に実施できなかったことによるものです。

よって、当社の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

以上の本件に係る内部統制の不備の特定は当事業年度末日以降になったことから、当事業年度末日までに是正措置が完了できなかったものです。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因した貸倒引当金等の見直し措置等は完了しており、平成25年3月期の連結財務諸表および財務諸表に与える影響はありません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、以下の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに係る運用強化に着手しています。

(1) 組織構造・業務分担の見直し

親会社における連結子会社の事業管理体制およびグループ財務管理体制の見直しにより、連結子会社の管理部門との連携の緊密強化

(2) 相互牽制力の強化

財務会計および内部統制の知見を有する社外取締役の選任および内部監査部門の財務経験者の増強による財務面での牽制強化

(3) 責任者・責任部門を明確にした組織運営

CFO（最高財務責任者）を任命し財務責任者を明確化。また各連結子会社の管理監督責任者を明確にした運用につき改めて周知徹底

(4) モニタリング能力の強化

財務部門における連結子会社情報の直接管理の強化充実および連結子会社における親会社取締役会事前承認・報告事項に係る手続きの見直しによるモニタリングの一層の強化

(5) 情報の伝達能力の強化

取締役会議案・報告内容の在り方の見直し、および取締役会議案審議機関である経営会議の在り方の見直し。また、財務部門によるSJI単体およびSJグループの財務活動状況の経営会議および取締役会への報告内容の充実

(6) リスク評価と対応能力の強化

戦略的経営判断の意思決定プロセスにおける適切なリスク評価と高精度の影響評価の体制・仕組みへの見直し

(7) 企業風土の改善と役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス研修の継続実施と抵触行為への厳正な対応

(8) 会計上の見積りの客観的な実施過程の確保

連結決算処理での貸倒引当金の評価基準適用の厳格化

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の連結子会社である中訊軟件集团股份有限公司(SinoCom Software Group Ltd.)における多額の金銭貸付に関連して、当社において社内調査委員会を設置し調査した結果、当社および連結子会社が行った多額の金銭貸借について当社社内規程に定める当社取締役会による事前承認手続きないし報告が一部において適切に行われていないことが判明しました。これをうけて、当社および

重要な連結子会社について調査したところ、当社における多額の投融資について取締役会への事前承認手続きないし報告が財務経理部門から適切に行われなかった事案が散見されることが判明しました。これらは、連結子会社における多額の投融資について海外事業統轄部門および財務経理部門によるモニタリングが必ずしも適切に行われていなかったこと、取締役会への事前承認手続きないし報告が適切に行われなかったこと、それらに対して取締役会による牽制機能が十分に働かなかったこと、統制活動の未成熟やコンプライアンス教育等の不徹底によるものであります。

また、連結子会社の債権について見直しを行ったところ、一部の債権について貸倒引当金が十分でないことが判明しました。これらは、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を十分に保持していなかったこと、それに伴い貸倒引当金を合理的に算定することが適時に実施できなかったことによるものです。

よって、当社の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

以上の本件に係る内部統制の不備の特定は当事業年度末日以降になったことから、当事業年度末日までに是正措置が完了できなかったものです。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因した貸倒引当金等の見直し措置等は完了しており、平成25年3月期の連結財務諸表および財務諸表に与える影響はありません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、以下の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに係る運用強化に着手しています。

(1) 組織構造・業務分担の見直し

親会社における連結子会社の事業管理体制およびグループ財務管理体制の見直しにより、連結子会社の管理部門との連携の緊密強化

(2) 相互牽制力の強化

財務会計および内部統制の知見を有する社外取締役の選任および内部監査部門の財務経験者の増強による財務面での牽制強化

(3) 責任者・責任部門を明確にした組織運営

CFO（最高財務責任者）を任命し財務責任者を明確化。また各連結子会社の管理監督責任者を明確にした運用につき改めて周知徹底

(4) モニタリング能力の強化

財務部門における連結子会社情報の直接管理の強化充実および連結子会社における親会社取締役会事前承認・報告事項に係る手続きの見直しによるモニタリングの一層の強化

(5) 情報の伝達能力の強化

取締役会議案・報告内容の在り方の見直し、および取締役会議案審議機関である経営会議の在り方の見直し。また、財務部門によるSJI単体およびSJグループの財務活動状況の経営会議および取締役会への報告内容の充実

(6) リスク評価と対応能力の強化

戦略的経営判断の意思決定プロセスにおける適切なリスク評価と高精度の影響評価の体制・仕組みへの見直し

(7) 企業風土の改善と役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス研修の継続実施と抵触行為への厳正な対応

(8) 会計上の見積りの客観的な実施過程の確保

連結決算処理での貸倒引当金の評価基準適用の厳格化

さらに、平成27年第4四半期において、以下の事項を新たに認識し、再発防止策に取り組んでおります。

当社は過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生したことを受け、平成26年10月10日に外部の専門家からなる第三者委員会（委員長：根津 宏行氏）を設置し、事実関係の調査を実施しました。当該調査の結果、国内

におけるハードウェア取引および海外におけるハードウェア取引が李取締役に対する資金融通であったこと、恒星信息（香港）有限公司による一部の債務保証に係る会計処理がなされなかったこと、当社社内の承認手続きを経ない借入れが行われていた事が判明し、その結果として不適切な会計処理が確認されました。

これらは経営者が内部統制を無効化させたこと、および当社の海外連結子会社に対するガバナンスの実効的な運用が不十分なことに起因するものと認識しております。

また、当該調査と並行して、当社が第三者委員会に委嘱した事項以外に訂正処理を要する不適切な会計処理の有無について独自の調査を実施した結果、当社において貸付債権・仮払金に係る貸倒引当評価に係る不適切な会計処理及び、恒星信息（香港）有限公司において借入債務管理等に係る不適切な会計処理を発見しました。

これらは決算・財務報告プロセスの管理が適切に運用されていなかったことに起因するものと認識しております。

上記事項により、当社は過年度の平成 23 年 3 月期から平成 26 年 3 月期迄の有価証券報告書、および平成 23 年 3 月期第 2 四半期から平成 27 年 3 月期第 2 四半期までの四半期報告書の決算を訂正することとしました。

以上のことから、当社と連結子会社の全社的な内部統制及び、決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性はもとより強く認識しており、財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正を図るため、平成 27 年 1 月 30 日に受領した第三者委員会報告の提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- (a) 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化
- (b) 関連会社の管理体制の充実・強化
- (c) 財務経理部門の機能の充実・強化
- (d) 社用印章の管理体制の強化
- (e) 内部通報制度の有効・充実化
- (f) 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

同時に、当社の独自調査結果に基づく内部統制上の重要な不備の是正を図るため、上記再発防止策に加え、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- (g) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等の管理に係る実施過程の客観性の確保
  - (h) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等に係る会計上の見積りの実施過程の客観性の確保
- なお、再発防止策の策定とその実施状況にあたっては、平成 27 年 1 月 30 日に設置した外部の専門家からなる社外委員会（委員長：宗像 紀夫氏）の助言・指導・検証の基で厳正に取り組んでまいります。

#### (4) 第 25 期 内部統制報告書（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

##### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社および連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の海外連結子会社である LianDi Clean Technology Inc.は、平成 26 年 3 月期決算の過程において、会計処理上の重大な誤謬が判明いたしました。

これは当該海外連結子会社における決算・財務報告プロセスの管理が適切に運用されていなかったために、税金計算等の誤謬が発生したこと、当社の海外子会社に対するガバナンスの実効的な運用、特に、決算・財務報告プロセスにおける当社側のモニタリングを主とした全社的な内部統制の運用が十分でなかったことに起因するものと認識しております。

よって、当社の全社的な内部統制および連結子会社の決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

以上の本件に係る内部統制の不備の特定は当事業年度末日以降になったことから、当事業年度末日までには是正措置が完了できなかったものです。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因した税金計算等の修正措置等は既に完了しており、平成26年3月期の連結財務諸表に与える影響はありません。

当社としては、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性はもとより強く認識しており、財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正を図るため、以下の内部統制の運用強化に着手しております。

- (1) 海外連結子会社における決算・財務報告プロセス全体管理およびプロセス遂行の運用制度・確実性の向上
- (2) 海外連結子会社において、外部の専門家あるいはコンサルティング会社の活用による、海外連結子会社所在国の法令・税制・会計制度への適切な対応の実施
- (3) 海外連結子会社において、財務報告関係者に対する連結決算に係る社内外の教育・研修の実施
- (4) 当社の財務経理部門による海外連結子会社の決算・財務報告プロセスのスケジュールの管理、本社と子会社の連携チェック等の管理とモニタリングの強化
- (5) 当社取締役会による、海外連結子会社に対する適時適切な監督、モニタリング活動の管理、本社と子会社の連結チェック等の強化、および監査役によるモニタリングの強化

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社および連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の海外連結子会社である LianDi Clean Technology Inc.は、平成26年3月期決算の過程において、会計処理上の重大な誤謬が判明いたしました。

これは当該海外連結子会社における決算・財務報告プロセスの管理が適切に運用されていなかったために、税金計算等の誤謬が発生したこと、当社の海外子会社に対するガバナンスの実効的な運用、特に、決算・財務報告プロセスにおける当社側のモニタリングを主とした全社的な内部統制の運用が十分でなかったことに起因するものと認識しております。

よって、当社の全社的な内部統制および連結子会社の決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

以上の本件に係る内部統制の不備の特定は当事業年度末日以降になったことから、当事業年度末日までに是正措置が完了できなかったものです。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因した税金計算等の修正措置等は既に完了しており、平成26年3月期の連結財務諸表に与える影響はありません。

当社としては、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性はもとより強く認識しており、財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正を図るため、以下の内部統制の運用強化に着手しております。

- (1) 海外連結子会社における決算・財務報告プロセス全体管理およびプロセス遂行の運用制度・確実性の向上
- (2) 海外連結子会社において、外部の専門家あるいはコンサルティング会社の活用による、海外連結子会社所在国の法令・税制・会計制度への適切な対応の実施
- (3) 海外連結子会社において、財務報告関係者に対する連結決算に係る社内外の教育・研修の実施
- (4) 当社の財務経理部門による海外連結子会社の決算・財務報告プロセスのスケジュールの管理、本社と子会社の連携チェック等の管理とモニタリングの強化
- (5) 当社取締役会による、海外連結子会社に対する適時適切な監督、モニタリング活動の管理、本社と子会社の連結チェック等の強化、および監査役によるモニタリングの強化



さらに、平成27年第4四半期において、以下の事項を新たに認識し、再発防止策に取り組んでおります。

当社は過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生したことを受け、平成26年10月10日に外部の専門家からなる第三者委員会（委員長：根津 宏行氏）を設置し、事実関係の調査を実施しました。当該調査の結果、国内におけるハードウェア取引および海外におけるハードウェア取引が季取締役に対する資金融通であったこと、恒星情報（香港）有限公司による一部の債務保証に係る会計処理がなされなかったこと、当社社内の承認手続きを経ない借入れが行われていた事が判明し、その結果として不適切な会計処理が確認されました。

これらは経営者が内部統制を無効化させたこと、および当社の海外連結子会社に対するガバナンスの実効的な運用が不十分なことに起因するものと認識しております。

また、当該調査と並行して、当社が第三者委員会に委嘱した事項以外に訂正処理を要する不適切な会計処理の有無について独自の調査を実施した結果、当社において貸付債権・仮払金に係る貸倒引当評価に係る不適切な会計処理及び、恒星情報（香港）有限公司において借入債務管理等に係る不適切な会計処理を発見しました。

これらは決算・財務報告プロセスの管理が適切に運用されていなかったことに起因するものと認識しております。

上記事項により、当社は過年度の平成23年3月期から平成26年3月期迄の有価証券報告書、および平成23年3月期第2四半期から平成27年3月期第2四半期までの四半期報告書の決算を訂正することとしました。

以上のことから、当社と連結子会社の全社的な内部統制及び、決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性はもとより強く認識しており、財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正を図るため、平成27年1月30日に受領した第三者委員会報告の提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- (a) 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化
- (b) 関連会社の管理体制の充実・強化
- (c) 財務経理部門の機能の充実・強化
- (d) 社用印章の管理体制の強化
- (e) 内部通報制度の有効・充実化
- (f) 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

同時に、当社の独自調査結果に基づく内部統制上の重要な不備の是正を図るため、上記再発防止策に加え、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

(g) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等の管理に係る実施過程の客観性の確保

(h) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等に係る会計上の見積りの実施過程の客観性の確保

なお、再発防止策の策定とその実施状況にあたっては、平成27年1月30日に設置した外部の専門家からなる社外委員会（委員長：宗像 紀夫氏）の助言・指導・検証の基で厳正に取り組んでまいります。

以上